平成２８年（フ）第４９３４号
東京都八王子市上柚木423－６
債務者　山本　真美
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９３５号
東京都大田区中馬込１丁目６－９－102
債務者　西山　友子
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６１号
東京都足立区扇２丁目36－10－305
債務者　今村しのぶ
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６２号
東京都大田区南蒲田２丁目25－14－203
債務者　長谷川　隆
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６３号
東京都杉並区高円寺北３丁目35－11　かすみ荘
債務者　古池　眞澄
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６４号
東京都板橋区富士見町33－11　ふじみ
債務者　松本　絵理
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６５号
東京都葛飾区新小岩１丁目10－７－105
債務者　堀　　政義
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６６号
東京都荒川区南千住３丁目25－５－401
債務者　星野　元秀
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６９号
東京都練馬区中村北１丁目９－10－303
債務者　鴇田　晴美
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９７８号
東京都江戸川区北小岩１丁目12－５－804
債務者　糸井　克巳
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９７９号
東京都渋谷区笹塚１丁目23－７　プレシティーⅠ　102
債務者　小松　香織
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９８０号
東京都足立区保木間１丁目26－２－602
債務者　大山　信子
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９８１号
東京都台東区谷中１丁目３－８
債務者　林　　昕揚
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７号
東京都稲城市百村1604番地の13レジデンス多摩Ｅ205号
債務者　鈴木　豊子
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９２５号
埼玉県八潮市大字伊草377　伊草団地11号棟305号室
債務者　山崎　正巳
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３号
釧路市若竹町９番141号　エリス若竹141
債務者　川嶋　孝典
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所